

老人福祉施設、指定居宅サービス、指定介護予防サービス、介護保険施設等の基準を定める条例について

1 条例制定の背景

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 23 年法律第 37 号および平成 23 年法律第 105 号。いわゆる第 1 次一括法および第 2 次一括法）」および「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成 23 年法律第 72 号）」が施行され、老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）が改正された。

これらの法改正により、これまで省令で全国一律に定められていた介護サービス等の基準について、地方自治体が条例で定めることとされた（平成 24 年 4 月 1 日施行※）。

このうち、下記の省令で定めていた基準については、都道府県の条例で定めることとされており、以下のとおり条例および規則を制定し、平成 25 年 4 月 1 日施行される。

2 条例の名称および国基準

各基準省令に対し、条例と条例施行規則を制定。

人員基準の職種ごとの員数や、設備基準の設備ごとの面積等については、条例施行規則で規定している。

条例の名称	施行規則の名称	解釈通知の名称
福井県軽費老人ホームの設備および運営の基準に関する条例（平成 24 年福井県条例第 57 号）	福井県軽費老人ホームの設備および運営の基準に関する条例施行規則（平成 25 年福井県規則第 9 号）	福井県軽費老人ホームの設備および運営に関する基準について（平成 25 年 3 月 29 日長第 573 号福井県健康福祉部長寿福祉課長通知）
福井県養護老人ホームの設備および運営の基準に関する条例（平成 24 年福井県条例第 58 号）	福井県養護老人ホームの設備および運営の基準に関する条例施行規則（平成 25 年福井県規則第 10 号）	福井県養護老人ホームの設備および運営に関する基準について（平成 25 年 3 月 29 日長第 574 号福井県健康福祉部長寿福祉課長通知）
福井県特別養護老人ホームの設備および運営の基準に関する条例（平成 24 年福井県条例第 59 号）	福井県特別養護老人ホームの設備および運営の基準に関する条例施行規則（平成 25 年福井県規則第 11 号）	福井県特別養護老人ホームの設備および運営に関する基準について（平成 25 年 3 月 29 日長第 575 号福井県健康福祉部長寿福祉課長通知）

福井県指定居宅サービス等の事業の人員、設備および運営の基準等に関する条例（平成24年福井県条例第60号）	福井県指定居宅サービス等の事業の人員、設備および運営の基準等に関する条例施行規則（平成25年福井県規則第12号）	福井県指定居宅サービス等および指定介護予防サービス等に関する基準について（平成25年3月29日長第576号福井県健康福祉部長寿福祉課長通知）
福井県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備および運営の基準等に関する条例（平成24年福井県条例第61号）	福井県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備および運営の基準等に関する条例施行規則（平成25年福井県規則第13号）	
福井県指定介護老人福祉施設の人員、設備および運営の基準等に関する条例（平成24年福井県条例第62号）	福井県指定介護老人福祉施設の人員、設備および運営の基準等に関する条例施行規則（平成25年福井県規則第14号）	福井県指定介護老人福祉施設の人員、設備および運営に関する基準について（平成25年3月29日長第577号福井県健康福祉部長寿福祉課長通知）
福井県介護老人保健施設の人員、施設および設備ならびに運営の基準に関する条例（平成24年福井県条例第63号）	福井県介護老人保健施設の人員、施設および設備ならびに運営の基準に関する条例施行規則（平成25年福井県規則第15号）	福井県介護老人保健施設の人員、施設および設備ならびに運営に関する基準について（平成25年3月29日長第578号福井県健康福祉部長寿福祉課長通知）
福井県指定介護療養型医療施設の人員、設備および運営の基準に関する条例（平成24年福井県条例第64号）	福井県指定介護療養型医療施設の人員、設備および運営の基準に関する条例施行規則（平成25年福井県規則第16号）	福井県指定介護療養型医療施設の人員、設備および運営に関する基準について平成25年3月29日長第579号福井県健康福祉部長寿福祉課長通知）

3 独自基準

福井県独自の基準については、次の3項目について以下のような内容である。

(1) 特別養護老人ホーム・介護老人福祉施設の居室定員	
厚生労働省令基準	「1の居室の定員は、1人とする。ただし、入所者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。」
該当項目が規定されている省令	特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準
独自基準の内容	「一の居室の定員は、一人とする。ただし、地域の実情等を踏まえ、知事が必要と認める場合は、二人以上四人以下とすることができる。」

	前項ただし書の場合においては、入所者のプライバシーの確保に配慮しなければならない。」
独自基準を定める理由等	入所者の経済的な負担軽減のため、地域の実情等により多床室（4人以下）の整備もできるようにする。
（2）人権擁護、虐待防止の推進	
厚生労働省令基準（抜粋）	（基本方針） 「指定居宅サービス事業者は、利用者の意思および人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。」
該当項目が規定されている省令	全8省令
独自基準の内容	（追加） 指定居宅サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。
独自基準を定める理由等	人権擁護、虐待防止に関する研修を実施するよう明示することにより、事業所における利用者の権利擁護の意識醸成を図る。
（3）サービス提供記録等の保存期限延長	
厚生労働省令基準（抜粋）	「その完結の日から二年間保存しなければならない。」
該当項目が規定されている省令	介護保険法関係5省令
独自基準の内容	（事業所）は、入居者（利用者）に対するサービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、（サービス計画およびサービス提供記録等）の記録についてはその完結の日から5年間、その他の記録についてはその完結の日から2年間保存しなければならない。
独自基準を定める理由等	地方自治法上の金銭債権の消滅時効である5年と整合を図るため、介護報酬請求の根拠となるサービス提供記録やサービス計画の保存期限を変更する。

※上記以外については、厚生労働省令基準とおおむね同様。